

2022年11月14日

障害連声明
拙速な国会審議に抗議します

障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）
代表 尾上裕亮

障害連は障害の重い人、難病をもつ人たちが社会の中で人間としての尊厳をもって生きていけるように、権利と制度基盤の確立を求め運動をしている当事者団体である。

いま開かれている第210回国会では、障害者総合支援法、難病法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法、児童福祉法を一度に改正する「束ね法案」が提出されている。具体的な改正内容は、精神科病院の強制入院を強化することや、重度障害者が企業に雇用されやすくすること等だ。

私たち障害連は、受入れがたい施策もあれば賛同できる施策もある、玉虫色の束ね法案を廃案にし、一つ一つを審議するよう強く求める。

私たちがとくに問題視している点は、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする施策である。国連の障害者権利委員会は9月に対日審査への総括所見を発出した。そこでは「強制入院の制度は廃止せよ」と強く述べている。束ね法案の施策は、強制入院を廃止ではなく推進し、本人の意思を完全に無視するものである。障害連では長年、全身性障害者の地域生活と、入所施設の漸次縮小を訴えてきた。政府が、施設収容を進める取り組みを総括所見のあとに国会に上程したことに、深い失望を覚える。

総括所見では、精神科医療の他に、グループホームを含む施設中心の福祉などを見直すよう勧告している。本来ならば、法律改正を中止し、総括所見との整合性を障害当事者とともに検討すべきである。国の都合の悪いことは先延ばしにし、都合の良いことは強行する姿勢には、強い憤りを感じる。

一方、立憲民主党は、「重度障がい者就労就学支援法案」を国会に提出している。これは、今まで就労や就労の場面で使えなかった重度訪問介護を改善しようとするというもので、障害者の地域生活を後押しするものである。総括所見の勧告にも合致する。

障害連は、束ね法案を取り下げ、真の意味での施設収容でなく地域生活の推進する施策についてじっくり審議されることをねがう。

【事務局】 障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階
（担当：太田）
TEL：03-5282-0016 FAX：03-5282-0017